

公 表

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 5 項の規定に基づき随時監査（工事監査）を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 3 日

岩倉市監査委員	内 藤	充
岩倉市監査委員	梅 村	均

工事監査結果報告書

監査対象工事	大矢公園調整池設置工事
監査実施日	令和5年1月25日（水）
監査場所	岩倉市役所監査委員事務局室及び工事現場
監査概要	この監査は、工事の契約書、設計書、関係法令等に基づき適正に施工されているかについて、関係書類の検査及び工事現場の調査を行うとともに、関係職員からの説明を聴取することにより実施した。 なお、監査にあたっては、専門的知識を必要とする技術面において、公益社団法人 大阪技術振興協会の協力を得て実施した。 この監査は、岩倉市監査基準に準拠している。

文書中の下線部は、：今後に向けての検討要望事項 である。

1 工事内容説明者

調査出席者

建設部	部長	片岡和浩
〃 上下水道課	課長	神山秀行
〃 〃 下水道グループ	統括主査	大徳康司
〃 〃 〃	主任	中屋英雄
総務部 行政課 契約検査グループ	統括主査	森吉正
〃 〃 〃	主任	櫻井陽介

工事受注者

大興・関戸特定建設工事共同企業体

現場代理人	渡邊紀文
監理技術者	富田泰史
主任技術者	関戸崇

2 工事概要

(1) 工事場所 岩倉市栄町地内

(2) 工事内容

岩倉駅西地区（主要地方道春日井一宮線の旭跨線橋から大地新町信号交差点付近）において発生する浸水被害を解消するため、岩倉市下水道（雨水）整備計画に基づき、大矢公園に地下調整池を設置する。

本市の雨水排水は、市域のほとんどの区域において既存排水路に依存しているが、近年の豪雨傾向や都市化の影響もあって、たびたび浸水被害が発生している。浸水原因としては、開発発展に伴う雨水流量の増大に対して、排水路などの内水排水施設の能力が不足していることによるが、地下埋設物等の制限により既存排水路改修が困難であり、また、排水路改修は湛水域を下流側に移動させる可能性があることから、雨水流出抑制による浸水対策を行っている。

(3) 工事概要

大矢公園調整池	貯留量	V=2,250m ³
本体土工 床掘	V=6,800m ³ 、埋戻工	V=1,410m ³
本体仮設工	ソイルセメント地中連続壁工（φ1.08m）	N=136本
	切梁腹起し設置	N=1式
	仮栈橋工	N=1式
	ディープウエル工（φ600）	N=6本
本体築造工	コンクリート工	V=2,273m ³
	鉄筋工（SD345）	W=328.4t

(4) 工事受注者

大興・関戸特定建設工事共同企業体

〔第1回目で落札〕

(制限付一般競争入札「総合評価落札方式」(8者)、予定価格事前公表、電子入札)

(5) 設計及び工事監理

設 計：株式会社N J S 名古屋総合事務所

工事監理：直営

(6) 事業費

設計金額(税込) 577,484,600 円

契約金額(税込) 564,080,000 円 (うち消費税及び地方消費税 51,280,000 円)

落札率 97.68%

(7) 工事期間

令和4年6月16日から令和5年10月13日まで

(8) 進捗状況 (令和4年12月末日現在)

計画出来高 37.0% 実施出来高 35.8% (計画より 1.2%遅い。)

(9) 工事監督職員

総括監督職員 神山 秀行 (建設部上下水道課長)

主任監督職員 大徳 康司 (建設部上下水道課下水道グループ統括主査)

専任監督職員 中屋 英雄 (建設部上下水道課下水道グループ主任)

3 調査所見

3-1 書類関係

- (1) 金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている (地方自治法第234条)。契約保証金については、「岩倉市公共工事請負契約約款」に基づき適正である。

56,408,000 円

〔現金納付：契約金額の1/10以上〕

- (2) 「岩倉市公共事業に要する経費の前金払取扱要綱」に基づく前払金の請求はなかった。

- (3) 入札状況について

- ・ 公告日 : 令和 4 年 5 月 2 日
- ・ 参加申込期間 : 令和 4 年 5 月 2 日 ~ 令和 4 年 5 月 30 日
- ・ 入札受付 : 令和 4 年 5 月 31 日 ~ 令和 4 年 6 月 1 日
- ・ 開封・開札日 : 令和 4 年 6 月 2 日

本工事は、「岩倉市一般競争入札実施要領」、「岩倉市一般競争入札参加資格要件設定基準」、「岩倉市総合評価落札方式競争入札実施要綱」、「岩倉市特定建設工事共同企業体取扱要領」、「岩倉市予定価格等公表事務取扱要領」及び「岩倉市電子入札実施要綱」に基づき、適正に執行されていた。

見積期間は、「令和 4 年 5 月 3 日（公告翌日）～令和 4 年 6 月 1 日」（30 日間）であり、建設業法第 20 条第 4 項、建設業法施行令第 6 条第 1 項に規定された必要な見積期間（予定価格が 5,000 万円以上の工事については、15 日以上）は確保されて適正であった。

（４）契約関係書類

工事請負契約書は、「岩倉市公共工事請負契約約款」を添付し適正に作成されていた。

（５）現場代理人及び主任技術者届、施工体制台帳等

「現場代理人及び監理技術者・主任技術者届」は適正に整備されていた。

「施工体系図」「施工体制台帳」は共に整備されていた。

施工体系図を作成し、下請負人の技術者資格の写しと共に整理され、見やすくファイリングされていた。

（６）監督職員通知

建設業法第 19 条の 2 第 2 項の規定により工事受注者に書面で通知し適正であった。

本工事に指名されている監督職員は、「岩倉市工事監督要領」に準拠していた。

（７）建設業退職金共済制度

受注者は、建設業退職金共済制度※ 1（以下「建退共制度」という。）に加入している。

「掛金収納書」を確認したが、通常比率よりも共済証紙の購入金額が少なく思われる状況であった。

工事完成後に共済証紙受払簿で、下請負業者に配布されているかの確認をお願いします。

また、下請負業者から共済証紙交付辞退の申入れがあった場合には、真に必要な状況であるか等の確認をお願いします。

近年、インターネットや金券ショップ等で販売されている共済証紙から偽造証

紙が見つかるケースが報告されており、より厳格な共済証紙の管理体制の構築が必要とされている。

掛金収納書の提出時には、共済証紙の購入金額の根拠についても提示するよう受注者を指導するとともに、建退共制度が適正に利用されるような体制を整えられたい。

少ない購入金額の掛金収納書の添付のみの管理では、建退共制度の目的が果たされていない。

現在、建設業労働者年齢の36%が55歳以上であり、29歳以下が12%であり、建設業労働者に占める若年層の割合が低い。

10年先は、今より一層の労働者不足が懸念され、現状のまま放置すると10年先は地域の守り手としてインフラの維持ができないことが予想される。

公共工事の発注者は、建設業労働者に対して、退職金及び法定福利面も含めて適切な指導徹底が必要である。本市では、県に準じて、発注工事の設計金額の積算に当たって、共済証紙の費用を現場管理費※2に含めている

なお、県等では、入札参加に当たって必要とされる経営事項審査において、建退共制度への加入の有無を加点評価するなどの措置を講じ、より本制度の促進を図っている。

- ※1 建設業退職金共済制度は、建設現場で働く労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、もって建設業の振興に寄与することを目的として、中小企業退職金共済法に基づき創設された退職金制度である。

建設業の事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、被共済者である建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、当該労働者が建設業界で働くことをやめたときに、**機構が直接労働者に退職金を支払うという業界退職金制度となっている。**

この目的を達成するためには、建設業を営む多くの事業主が本制度に加入するとともに、本制度の被共済者である労働者に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に貼付されることが必要である。

【設計積算時の現場管理費※2】

(1) 労務管理費

現場労働者に係る次の費用とする。

- ① 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）
- ② 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- ③ 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
- ④ 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- ⑤ 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

(2) 安全訓練等に要する費用

現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用

(3) 租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

(4) 保険料

自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料

(5) 従業員給料手当

現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与。ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

(6) 退職金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

(7) 法定福利費

現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

※「愛知県土木工事現場必携（令和４年４月）」P95 より

建設業退職金共済制度（以下、建退共）への加入が必要な場合、同制度に請負者は加入する。対象となる労働者の数と日数を把握し、証紙を必要枚数購入する。

建退共に加入した場合、請負者は監督員へ掛金収納書を提出しなければならない。ただし、自社及び下請負会社全ての作業員に対しての退職金制度がある場合は必要ない。

- (1) 掛金収納書：請負者から監督員へ提出
- (2) 建設業退職金共済証紙貼り付け状況報告書等、配布枚数が確認できる書類（受け払い簿等）：監督員から請求があった場合、提示
- (3) 標準仕様書第１編 １－１－４９
- (4) 契約後１ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、契約後４０日以内）に提出（例外措置あり。詳しくは以下の注意事項を参照のこと）
- (5) 工事完成后、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示

注意事項

- (1) 建設業退職金制度に加入している場合、標識を掲示する。
→ 様式は、建退共支部で交付を受ける。
- (2) 掛金収納書を契約締結後１ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、契約後４０日以内）に提出できない場合は、
→ 提出できない理由（作業員の数が確定しない等）、提出が可能となる時期を書面にして監督員へ提出。様式は請負者の任意。また、社印等は必要無い。
- (3) 他工事で余っている証紙を活用したい場合は？
→ 愛知県が発注した他工事において、購入した証紙であれば使用を認める。ただし、その場合は、残数、愛知県が発注した他工事により購入したことが明らかでなければならない。監督員が確認し、使用を認める。
また、新たに購入した証紙での掛金収納書を提出する場合、他工事で購入した枚数を書面にして提出する。
例：購入した工事での掛金収納書（購入した枚数）と、貼り付け状況報告書（使用した枚数）を請負者に提示してもらう。（購入した枚数－使用した枚数で、余っている枚数が分かる。）

※上記「注意事項(3)」について、本市の建設工事においては、岩倉市又は岩倉市水道事業が発注した他工事において購入した共済証紙に限り使用を認める取扱いとする旨、平成 31 年 3 月 22 日付けで行政課長より通知されている（平成 31 年 4 月 1 日以降に契約を締結する建設工事から適用）。

(8) 工事保険契約

建設工事保険・賠償責任保険加入証明書（控え）を確認し適正であった。労働基準監督署への提出（適用事業報告書等）を電話により確認していたが、控

えの写しを提出させることが望ましい。

3-2 設計・積算に関する書類

(1) 設計に関する書類

ア 設計方針

岩倉駅周辺及び主要地方道春日井一宮線の商業施設付近において、排水路能力不足により道路冠水が発生している。

設計業務では、浸水防除に必要となる雨水調整池、分水施設、導水管及び放流施設について詳細設計を行い、流出解析や効果検証を行った。

イ 設計について

基本設計は「株式会社N J S名古屋総合事務所」が実施し、雨水調整池の構造比較による総合的な判断により「現場打コンクリート構築」を採用していた。

詳細設計は「株式会社N J S名古屋総合事務所」が実施しており、「大矢公園調整池詳細設計業務委託報告書（平成29年3月）」を確認した。

本市では、過去の調整池築造工事において、構造の比較検討を行い全て異なる構造形式を採用している。今回の工事では、仮設費等においてコストが増加したと思われるため、次回設計においては、貯留容量当たりの単価を確認することが必要である。

【詳細設計に使用した基準、指針】

- (1) 土木工事一般仕様書（愛知県の仕様書） 2016年6月
- (2) 機械設備工事一般仕様書（愛知県の仕様書） 2012年4月
- (3) 電気設備工事一般仕様書（愛知県の仕様書） 2012年4月
- (4) 日本工業規格（現在の日本産業規格）（J I S）
- (5) 日本下水道協会規格（J S W A S）
- (6) 電気規格調査会標準規格（J E C）
- (7) 日本電機工業会標準規格（J E M）
- (8) 日本農業規格（J A S）
- (9) 日本電線工業会標準規格（J C S）
- (10) 内線規程（日本電気協会） 2012年3月
- (11) 建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省） 1993年2月
- (12) 土木工事安全施工技術指針（建設省） 2009年3月
- (13) 局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等 安全対策の手引き（案）（国土交通省）
2008年10月
- (14) 下水道雨水調整池技術基準（案）解説と計算例（日本下水道協会） 1984年10月
- (15) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会） 2009年10月
- (16) 下水道維持管理指針（日本下水道協会） 2014年9月

- (17) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会） 2004 年 6 月
- (18) 下水道マンホール安全対策の手引き(案)（日本下水道協会） 1999 年 3 月
- (19) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会） 2014 年 6 月
- (20) 下水道施設耐震計算例ー管路施設編ー（日本下水道協会） 2015 年 6 月
- (21) 下水道施設耐震計算例ー処理場・ポンプ場編ー（日本下水道協会） 2015 年 6 月
- (22) 2012 年制定 コンクリート標準示方書（土木学会） 2013 年 3 月
- (23) 水理公式集 平成 11 年版（土木学会） 1999 年 11 月
- (24) 鉄筋コンクリート製プレキャストボックスカルバート道路埋設指針（国土開発技術研究センター） 1991 年 7 月
- (25) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会） 2012 年 3 月
- (26) 道路土工 カルバート工指針（日本道路協会） 2010 年 3 月
- (27) 道路土工 仮設構造物工指針（日本道路協会） 1999 年 3 月
- (28) 道路土工 排水工指針（日本道路協会） 1987 年 6 月
- (29) 道路土工 施工指針 1986 年 11 月
- (30) 道路土工 軟弱地盤対策工指針（日本道路協会） 2012 年 8 月
- (31) 道路土工 土質調査指針（日本道路協会） 1986 年 11 月
- (32) 駐車場設計・施工指針同解説（日本道路協会） 1992 年 11 月
- (33) 増補 流域貯留施設等技術指針(案)（日本河川協会） 2007 年 4 月
- (34) 増補改訂(一部修正) 防災調節池等技術基準(案)解説と計算実例(日本河川協会) 2007 年 9 月
- (35) コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針（日本コンクリート工学協会） 2013 年 4 月

（２）積算に関する書類

ア コスト縮減

調整池の形式は、プラスチック製、コンクリート 2 次製品、現場打ちコンクリート構造物の中から、建設費用及び維持管理費用を比較し、現場打ちコンクリートに決定した。

また、経済性、施工性や周囲の構造物への影響範囲を総合的に判断し、仮設方法を決定した。

イ 工事積算

積算基準は、愛知県建設局発行の「積算基準及び歩掛表（その 1）」、「積算基準及び歩掛表（その 2）」に基づくシステムを導入し、市販刊行物の「建設物価」「積算資料」「土木コスト情報」「土木施工単価」により適正に算出されていた。

物価資料によらない場合は、3 社以上から見積りを徴収し、上下 30%の範囲内の平均見積価格を本工事採用単価とし、適正であった。

ウ 設計内訳書

内容的に問題はなく、適正に作成整備されていた。

積算体系、単価適用年月（令和４年４月１日）が設計書に記載され、根拠が明確であった。

【単価・歩掛がない場合の取扱い】

原則として、以下の順番をルールとしている（「土木設計・積算参考資料」愛知県建設局発行）

- ① 物価資料（建設物価、積算資料等）
- ② 概略設計金額が100万円以上の場合は、個別特別調査
- ③ 概略設計金額が100万円未満及び個別特別調査が不可能な場合は、見積（３社平均）

【数量算出・設計書の照査方法】

以下の照査を実施する。

- ① 詳細設計時に照査技術者による照査を実施。
- ② 担当グループ員による設計図書の確認。

【特記事項】

以下の事項が挙げられる。

- ① ２年に跨る継続工事であり、「調整池本体」と「導水管・機械・電気・公園復旧」を別工事としている。
- ② 施工範囲が重なる場面が多いため、調整池本体とその他の工事の調整が必要である。

（単価、歩掛、積算、設計書作成に使用した基準、指針）

No	図書の名称	著者	発行年月日
1	積算基準及び歩掛表（その１）	愛知県建設局	令和３年10月
2	積算基準及び歩掛表（その２）	愛知県建設局	令和３年10月
3	建設物価 2022.4	（一財）建設物価調査会	令和４年４月
4	積算資料 2022.4	（一財）経済調査会	令和４年４月
5	下水道用設計標準歩掛表 平成25年度版	（公社）日本下水道協会	平成25年６月
6	下水道用設計標準歩掛表 令和３年度版	（公社）日本下水道協会	令和３年６月
7	土木工事標準積算基準書	国土交通省	令和３年７月
8	土木設計・積算参考資料	愛知県建設局	令和４年４月

3-3 施工に関する書類

(1) 現場代理人、監理技術者及び主任技術者

「現場代理人、監理技術者及び主任技術者届」は、契約後5日以内に適正に提出させていた。

(2) 関係諸官庁への届出

「特定建設作業実施届出書（岩倉市長）」等必要な手続は的確に実施され、関連書類も適正に整備・保存されていた。

(3) 工事カルテ

工事カルテの作成と（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の CORINS（コリンズ・工事实績情報システム）登録は行われており、関連書類は適正に整備・保管されていた。

(4) 施工体系図及び施工体制台帳

施工体系図及び施工体制台帳は、全建統一様式に基づき適切に提出していた。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条」、「建設業法第24条の8」及び「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省建設経済局長通知）により元方事業者からの下請契約の状況を確認しておく必要がある。

また、竣工時に施工体制台帳（二次以降の請負契約の写し等を含む。「愛知県土木工事現場必携（令和4年4月）」P91 参照）を提出させることが必要であるため、竣工段階で再確認をお願いします。

【参考】施工体制台帳等に関して関係法令に規定されている内容

- 施工体制台帳の記載内容と添付書類（建設業法施行規則第14条の2）
- 公共工事では、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければならない。
（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項）
- 公共工事においては、工事を施工するために下請契約を行った場合には、施工体制台帳を作成しなければならない。（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項で準用する建設業法第24条の8）
- 施工体制台帳は、工事中は工事現場に備え置くことが義務づけられている。（建設業法第24条の8）
- 施工体制台帳は、帳簿の添付書類として、工事完了後は5年間（発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては10年間）保存することが義務づけられている。（建設業法第40条の3、同施行規則第26条、第28条）

「愛知県土木工事現場必携（令和４年４月）」資料編（P465）に登載されている「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）【第12版】令和４年４月１日一部改訂」より

【Ｑ：５－２】施工体制台帳に係る元請の義務について

施工体制台帳に関して、元請としてはどのような義務があるか。

【Ａ】

１ 施工体制台帳を作成する義務、工事現場ごとに備え置く義務

建設工事を発注者から直接請け負った建設業者（＝作成建設業者）は、工事全体の施工の管理の状況が分かる施工体制台帳の「作成」及び「工事現場ごとに備え置く」ことが義務付けられている。

＜建設業法第24条の8第1項＞

特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

※公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（第15条第1項）

特定建設業者＝建設業者

締結した下請契約の請負代金の額が政令で定める金額以上になる＝下請契約を締結した

２ 施工体制台帳の写しを発注者に提出する義務

上記１に加え、平成13年4月1日から施行された適正化法（※３）に基づき、公共工事について、施工体制台帳の「写しを発注者に提出する」ことが義務付けられている。

（※３）適正化法とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」をいう。

＜「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第15条第2項＞

公共工事の受注者（前項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の8第1項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下単に「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされているものに限る。）は、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第3項の規定は、適用しない。

３ 「発注者の点検に応ずる」旨の義務

受注者は、発注者から工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

＜「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第15条第3項＞

前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（次条において、「施工技術者」という。）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

【Q：5－4】施工体制台帳の添付書類について

施工体制台帳に添付すべき書類は何か。また、どのようにチェックするのか。

【A】

- 1 施工体制台帳に添付すべき書類については、建設業法施行規則第14条の2第2項で規定されている。また、再下請負通知書に添付すべき書類について建設業法施行規則第14条の4第3項で規定されている。具体的には、以下のとおり。

- (1) 愛知県と元請業者との契約書の写し
- (2) 下請負契約書の写し
- (3) 主任技術者の資格を証する書面又は監理技術者資格者証の写し
- (4) 主任技術者又は監理技術者の雇用を証する書面
- (5) 監理技術者補佐（配置する場合）の資格及び雇用を証する書面
- (6) 専門技術者（配置が必要な場合）の資格及び雇用を証する書面
- (7) 二次以下の下請負がある場合は、再下請負人との契約書の写し

（以下略）

（5）工程管理

施工計画に実施工程表が作成、提出され整備されていた。実施工程表には出来高数値（曲線グラフ）を書き込みリンクさせ、工程管理は適正であった。

（6）履行報告書

前月までの履行状況を毎月5日までに実施工程表により提出させていた。

計画出来高と実施出来高は工程表で色分けし、適切に進捗出来高数値を把握していた。

（7）施工計画書

作業手順に従い施工計画を記載し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう適切に作成していた。

なお、監査時には5回（令和4年7月27日、同年8月16日、同年9月22日、同年11月7日、令和5年1月16日）の追加提出分を確認した。

(8) 写真管理

サンプリングを行い全てを確認できていないが、提示された写真については、適切に整理されていた。

(9) 工事材料関係の書類

工事に使用する材料の品質規格に関する資料は、工事受注者から監督職員に提出され、適正に整備・保管されていた。

工事材料一覧

No.	工 種	材 料 名	規 格	製造会社名	備考
1	本体土工	砕石	C-40	(有)愛河興業	
		山砂	9.5 mm～0 mm	日章産業(株)	
2	本体土工	土木シート	強力 #1313	トスコ(株)	
3	本体仮設工	ユースタビラースーパー6	発塵抑制型セメント系固化材	UBE 三菱セメント(株)	
4	区画線工	ラインファルトグリッパーCM	緑色 JIS K5665(2018)路面標示用塗料 3 種	大崎工業(株)	JIS
		クリスタルシリカ	0.3 mm～0.5 mm	日本銀砂(株)	
		キクスイプライマー	K P-20	(株)キクテック	
5	地中連続壁工	硬化液添加剤 Emax-7	リサイクル繊維質物質灰 褐色粒状 比重 2.0～2.2	(株)秀英工業	
		高粘性ベントナイト IB-CLAY	粉末 淡黄色～灰色 pH9.5～10.8	(株)印南	
		高炉セメントB種	JIS R 5211 粉末	住友大阪セメント(株)	JIS
6	本体工	レディーミクストコンクリート	18-12-25BB	(株)八州	JIS
			24-12-25BB		
	場所打杭工	モルタル	1:3BB		
7	ディープウエル工	OKベントナイト	粒状 灰白色～灰黄色 pH9～11	クニミネ工業(株)	
		砂利	15 mm	揖斐川工業(株)	
8	ディープウエル工	ケーシングパイプ	φ 609.6 mm t6.4 mm	日本製鉄(株) JFE スチール(株)	

(10) 打合せに関する書類

関係者協議や打合せは適時に実施されており、関係書類も整備・保管されていた。

3-4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」及び「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」などを遵守した再生資源利用（促進）計画書及び実施書は適正であった。

- ・「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」：「COBRIS※4」登録工事ID-11922894 一般財団法人日本建設情報総合センター

※4 「COBRIS」(Construction Byproducts Resource Information interchange System)

- ・工事発注者、排出事業者、処理事業者間の情報交換を行うシステム
- ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」(ラージリサイクル法) 及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法) により義務づけられている書類の作成を電算上で行うことによって、記入者の負担の軽減等を図る。
- ・建設リサイクル法の趣旨を踏まえて、建設廃棄物の計画的な再資源化と再生材の利用を推進する。
- ・建設副産物に関わる需給バランスの確保、適正処理の推進、リサイクルの推進が目的。

(2) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者との契約などは、適正に実施されていた。

(3) 産業廃棄物処理業者との契約書の保管整理は、適切に実施されていた。産業廃棄物管理票（マニフェスト）は工事完了後に整理し、写し及び集計表を提出するとのことである。

(産業廃棄物、土捨の処理関連の管理)

No.	項 目	産 業 廃 棄 物		建設発生土
		アスファルトがら	コンクリートがら	
1	委託契約書	有	有	有
2	処分業許可証	有	有	有
3	収集・運搬業許可証	有	有	有
4	処分地・運搬経路図	有	有	有
5	マニフェスト管理	有	有	有

3-5 安全管理に関する事項

(1) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図等は整備されていた。

(2) 作業員への安全管理は、毎日のツールボックスミーティング及びK Y（危険予知）活動記録で周知徹底がなされていた。

(3) 労働安全衛生規則第 526 条の規定により、事業者は、高さ又は深さが 1.5m をこえる箇所で作業を行うときは、当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならないため、留意していただきたい。

4 現場施工状況調査における所見

(1) 工事の品質管理状況は、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。

(2) 労働安全衛生規則第 519 条の規定により、高さが 2 m 以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。

現在、1 段梁の仮設が完了し、今後二次掘削作業となる。

掘削が進み深くなれば、取付けが困難となることもあるため、現在、安全設備（巾木、1 段梁上部親綱）を取り付けている最中とのことであった。

(3) ディープウェル工の三角堰にて排水量を測定・記録し、周囲地盤の地盤高さを定期的に測定すること。

5 技術調査全般

工事監査により、書類の検査、工事实施状況を確認した。

工事現場は整理整頓がなされ、適切な管理状態で良好であった。

各種届出書や施工計画、工事報告書など工事監督職員による施工管理（工程内検査、施工段階確認検査）も適切に実施されていた。

今後、掘削、床付け、構築工により現場が繁忙期となり、工程的に楽観できない。

よって、各工種の段階ごとに必要な書類の作成や検査等を、チェックシートなどを活用することで遺漏のないように実施し、効率的で適正な管理をされたい。

また、施工場所は市街地であるので、土砂搬出時の路面清掃を実施する必要がある。特に、雨天時は留意しなければならない。

発注者は、指導的立場により、適切な指示・指導を行い、受注者は地域貢献活動など地元とのコミュニケーションを図り、より徹底した施工管理を実践し、第三者災害のないよう施工中及び工事終了後の安全管理の徹底をすることにより、無事故・無災害での完成をお願いする。